

令和4年度 将来交通体系調査・検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和4年度 将来交通体系調査・検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和4年度 将来交通体系調査・検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市では、交通に関する個別計画等を策定・実施する上での指針として、20年後を想定した将来交通に対する基本的な考え方及び10年間の短・中期における交通戦略を取りまとめた『札幌市総合交通計画』を平成24年1月に策定しており、令和2年3月には同計画を改定したところである。

改定した計画では、第1編に示す交通体系・各交通モードの基本的な考え方に基づき、第2編交通戦略において概ね10年間の交通施策を展開していくこととしている。

また、札幌市を含む道央都市圏では、パーソントリップ調査（以下「PT調査」という。）をこれまで4回実施しており、人口増加と都市化の発展に伴う交通基盤整備の基礎資料として活用してきた。平成18年（2006年）に実施した第4回PT調査から10年以上が経過している中、今後の人口減少下においても公共交通を適切に維持していく必要があることや拠点における再開発等により人の移動の変化が想定されることなどから、あらためて人の移動を把握するための総合的な調査を行い、持続可能な交通体系の構築に向けた検討を進める必要がある。

以上を踏まえ、本業務は、総合交通計画における交通戦略実現に向けた検討及び将来交通体系に係る調査・検討等を行うことを目的とする。

4 業務の内容

(1) 札幌市総合交通計画における交通戦略実現に向けた調査・検討

清田方面公共交通機能向上に向け、過年度業務で整理した公共交通機能向上に係る短期施策（バスの運行改善による速達性向上やバス待ち環境の改善策）について、実施にあたっての課題や概算事業費等を整理した上で、実現に向けた予備検討を行う。

また、交通戦略実現に向け、札幌市内の交通課題や対応策の概略的な検討など、発注者との協議・調整により、必要な調査・資料作成等を行う。

(2) 将来交通体系の調査・検討

次期PT調査の実施に向け、道央都市圏の交通を取り巻く状況や今後想定される社会情勢の変化を踏まえ、新たな調査の目的やそれを達成するための調査手法等（ビッグデータの活用等）について検討すること。

検討にあたっては、他都市の近年の事例や国の動向を整理した上で調査手法を提案し、概算費用を整理すること。

(3) 関係機関との協議資料等の作成

(1)及び(2)についての関係機関等との協議資料の作成を行う。

(4) 報告書作成

上記の経過、結果を取りまとめた報告書を作成する。また、報告書の概要版についても作成することとする。

(5) 打合せ

打合せ協議を3回実施する。

(6) 資料提供

令和2、3年度業務の成果及び札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年3月24日までとする。

6 業務提案の上限額

金8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2) 札幌市総合交通計画における交通戦略実現に向けた調査・検討	交通戦略実現にあたり考慮すべきポイント	A4判2ページまで
(3) 将来交通体系の調査・検討	次期PT調査実施に向けた調査・検討にあたり考慮すべきポイント	A4判2ページまで
(4) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(5) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(6) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和3・4度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

ア 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

① 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8 - (7) に係る業務の実績を記載

② 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

③ 競争参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは A 4 版とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】 10 部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

令和 4 年 8 月 30 日 (火) 15 時必着とする（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす 1 事業者当たり 1 件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和4年8月23日(火) 17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和4年度将来交通体系調査・検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- ① 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- ② 一次審査通過の企画提案は3件とする。なお、参加者が3者の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。
- ③ 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、二次審査は新型コロナウイルスの感染状況によっては、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行う可能性がある。

- ① 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- ② プレゼンテーションは、30分程度(説明15分・質疑15分)とする。
- ③ 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- ④ 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- ⑤ スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- ⑥ 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール(予定)

一次審査 令和4年9月1日(木)

二次審査 令和4年9月8日(木)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とならない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目の（2）の点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はいくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	10
(2) 札幌市総合交通計画における交通戦略実現に向けた調査・検討	業務の目的、内容を十分に理解しているか 提案内容は妥当かつ具体的なものであるか 提案内容は業務目的に合致したものであるか	30
(3) 将来交通体系の調査・検討	説明や質問を通じた対象分野への専門性	25
(3) その他独自提案	独自の提案事項について、業務の目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	20
(4) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか	15
合計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が 1 件の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

(1) 「札幌市総合交通計画 改定版」(令和2年3月)

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/sogokotsukeikaku/index.html>

その他参考図書については下記14の場所にて閲覧可能(貸出及び複写は不可)。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu1@city.sapporo.jp